

伊勢崎市

16歳～64歳用

新型コロナウイルスワクチン 接種のお知らせ

接種費用:無料
接種回数:2回

●ワクチンの効果を十分得るために、同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて2回受ける必要があります

伊勢崎市新型コロナウイルスワクチンコールセンター

市内の指定医療機関の予約・集団接種（市内）の予約・接種券の再発行などの問い合わせ先

いせさきし

0570-017394

受付時間：日曜日・祝日除く 8：30～17：30

「県央ワクチン接種センター」・「個別接種」・「集団接種」 のいずれかを選び、予約をしてください。

「県央ワクチン接種センター」

会場：Gメッセ群馬（高崎市岩押町12-24）

接種時期：9月30日（木）まで（予定）

予約方法：LINE（ライン）

ワクチン：モデルナワクチン（接種当日18歳以上の人）

県央ワクチン接種センターの問い合わせ先：0570-001-720（受付時間9：00～20：30）



LINE予約
はこちら

「個別接種」 混乱を防ぐために、予約開始日のご協力をお願いします

会場：市内・玉村町の指定医療機関の一覧表（予診票裏面）をご覧ください

予約方法：直接医療機関に電話・コールセンターに電話・LINE（ライン）

ワクチン：ファイザーワクチン

対象者	個別接種予約開始日
基礎疾患を有する人 ※1	7月12日（月）
高齢者施設等に就いている人 ※2	
60～64歳の人	7月19日（月）
50～59歳の人	
16～49歳の人	7月26日（月）
12～15歳の人	詳細は決まり次第、広報いせさき・ホームページでお知らせします。

※1および※2の詳細は、裏面をご覧ください。



LINE（群馬県デジタル窓口）に友達登録し、予約してください

ワクチン詐欺に
注意！

「集団接種」 詳細は決まり次第、広報いせさき・ホームページに掲載します

ワクチン：調整中

<持ち物>

- ・接種券（クーポン券）：このお知らせに同封されています。はがさずに台紙ごとお持ちください
- ・予診票（このお知らせに同封されています。接種前に記載して接種会場に提出してください）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）

○ 基礎疾患を有する人（※1）と高齢者施設等に就いている人（※2）について

（※1）①・②に該当する人のことです。該当するかどうかは主治医に相談して下さい。

①以下の病気や状態の人で、通院/入院している人

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の心臓病（高血圧含む）
- ・慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
- ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の状態が衰えた状態（呼吸障害等）
- ・染色体異常
- ・重症心身障害（重度の下肢不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患（精神疾患で医療機関に入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

②基準（BMI30以上）を満たす肥満の人

（例）身長が170cm、体重が90kgの場合のBMIは31.1

BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

算出方法 … 90÷1.7÷1.7= 31.1

（※2）高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等において、利用者に直接接する職員が該当します。接種時には従事先の施設が発行する「証明書」が必要です。発行方法は従事先の施設にご確認ください。

○ 副反応について

主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。なお、本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談しましょう。

★ワクチン接種による健康被害の相談は、[ぐんまコロナワクチンダイヤル0570-783-910](tel:0570-783-910)（24時間対応 日本語を含む20カ国語対応）へ連絡してください。

○ 予防接種健康被害救済制度について

予防接種では、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。新型コロナウイルスワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご連絡ください。

○ 住民票がある場所（住所地）以外での接種について

やむを得ない理由で伊勢崎市・玉村町以外で接種する場合は、接種を受けたい医療機関がある市町村に事前申請することでワクチン接種を受けることができます。

【申請が必要な人】

- ・出産のために里帰りしている妊婦
- ・遠隔地に下宿している学生
- ・単身赴任者など



申請方法

- WEB申請
 - 窓口申請
- （詳細は接種を受けたい市町村に問合せください）



「コロナワクチンナビ」
二次元コード

【申請が不要な人】

- ・入院・入所中の入
- ・基礎疾患があり、主治医の元で接種する人
- ・災害による被害にあった人
- ・副反応のリスクが高いなど、体制の整った医療機関で接種する必要がある人
- ・市町村に対して申請を行うことが困難である人

○ ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です

新型コロナウイルスワクチン接種は強制ではありません。同封されている説明書をお読みになり、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクについて理解した上で、同意した場合のみ接種が行われます。

市ホームページ
（コロナワクチン・集団接種の案内など）



外国語のホームページ
English, Español, Português, Tiếng Việt, 中文
Tagalog



首相官邸ホームページ

